

令和6年度園芸用ハウス等リノベーション事業概要

令和6年2月
農業イノベーション推進課

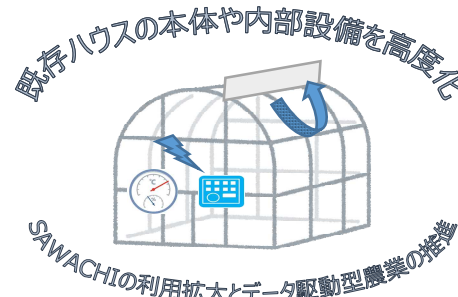
〈事業の目的〉

既存ハウスの高度化による生産基盤の強化と、環境制御装置の導入等によるIoTクラウド「SAWACHI」を核としたデータ駆動型農業の推進により、園芸品目における生産者の経営安定と産地の維持・発展を目指す。

補助内容

事業実施主体

1. 市町村
2. 公社
3. 農業者
4. 農業者の組織する団体（環境制御研究会等）



補助対象

自動開閉装置の導入に伴う資材の高度化も補助対象

1. ハウス本体の補強又は被覆資材の高度化等に要する資材の導入

- (1) ハウス本体の補強に要する資材（換気扇、防風ネット、骨材、谷樋等）
- (2) 被覆資材の高度化（外張り被覆資材、止水シートを含む。）
- (3) 内樋の新設

- ※ 1 (1) は令和元、2年度高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金を活用した農業者のみ申請可能とし、活用していない場合は令和6年度高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金を優先的に活用するものとする。
- ※ 他の事業（園芸用ハウス整備事業、新規就農者経営発展支援事業等）の支援対象は除く。
- ※ 被覆資材については一番外側のみ補助対象とし、内張りは補助対象外とする。

2. ハウス内設備及び露地圃場の高度化につながる環境制御装置又は資材の導入

- (1) カーテン資材の導入
- (2) 自動開閉装置のリース導入
- (3) 環境制御装置のリース導入
 - ①環境測定装置 ②統合環境制御装置 ③炭酸ガス発生機 ④湿度管理装置 ⑤日射比例による自動灌水装置
 - ⑥ファインバブル発生装置・気体溶解装置 ⑦養液温度管理装置 ⑧環境制御に係る新技術導入に必要な機器類

- ※ 2 (1) は複数の機能性を有する資材に限る。カーテン用POフィルムを含まない。
- ※ 2 (2) は自動開閉装置の新規導入時に必要な資材の高度化を含む。ただし、処分制限期間を経過していない場合は、模様替等の承認手続きを行うこと。
- ※ 2 (3) について、①は環境データを送信するための専用の通信装置を含む。ただし、通信に係る経費は含まない。
 - ③は濃度制御や局所施用に係る機器を含む。
 - ⑤は露地圃場の場合は温度制御等による自動灌水装置を含む。
 - ⑧は公的研究機関又は農業振興センターによる実証データで効果が認められた機器類とする。

補助率等

フッ素樹脂フィルムの補助上限額を引き上げ

1. ハウス本体の補強又は被覆資材の高度化等に要する資材の導入

補助率：税抜本体価格の3分の1（千円未満切り捨て）
補助上限額：10aあたり33万3千円
フッ素樹脂フィルム（屋根全面張り替え）は10aあたり100万円、ただし1農業者あたり500万円まで

2. ハウス内設備及び露地圃場の高度化につながる環境制御装置又は資材の導入

補助率：税抜本体価格の2分の1（千円未満切り捨て）
補助上限額：10aあたり100万円

申請要件

1. 事業を申請する圃場で**環境測定装置**を既に導入している又は新たに導入すること。
2. **IoTクラウド「SAWACHI」の利用登録**をしている又は申請中であること。
3. 原則として申請する圃場の**環境データの接続**を行うこと。ただし、他圃場で環境データを接続している場合、それに代えることができる。また、導入する環境測定装置がSAWACHIに対応していない場合は、出荷データの接続に代えることができる。
4. 事業を申請するハウス本体が**園芸施設共済**又は民間事業者が提供する保険に加入していること若しくは確実に加入すること。
5. 今後**10年の営農の意思**があること又は後継者等にハウスを継承する意思があること。

※ 1. ハウス本体の補強及び被覆資材等の高度化に要する資材の導入、2. ハウス内設備又は露地圃場の高度化につながる環境制御装置又は資材の導入における共通の申請要件。

※ 環境測定装置とは、温度・湿度・CO2濃度を継続的に測定し、環境データとして電子的に記録することができ、記録された環境データを外部出力して取組主体がデータ駆動型農業の実践に活用することができるもの。

採択順位

優先区分1

IoTクラウド「SAWACHI」に新規登録する申請者

優先区分2

申請時点で環境データ及び出荷データの接続が完了している申請者

優先区分3

申請時点で環境データの接続が完了している申請者

優先区分4

申請時点で出荷データの接続が完了している申請者（手動入力含む）

優先区分5

申請時点で「SAWACHI」へのデータ接続が完了していない申請者

※ 各優先区分内での採択順位は、H29年度以降の事業活用金額が少ない順に優先。
同額の場合は、申請する圃場に流出防止装置付き農業用燃料タンクを整備している申請者を優先。

SAWACHIの仲間になったぞ！



よっしゃ
わしがおしえちやわ



わたしも使ってみたいわ



詳細につきましては、お近くの農業振興センターやJAまでご相談ください



次世代園芸推進担当 森・秋森・手島

高知県農業振興部 農業イノベーション推進課

電話番号：088-821-4514